#### 食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱

定 平成 28 年 3 月 29 日 27 消安第 6176 号 最終改正 令和 7年3月31日 6消安第7577号

- 農林水産大臣は、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業実施要領(平成28年3月29日 付け 27 消安第 6183 号農林水産事務次官依命通知) 及び食料安全保障確立対策事業実施要領 (平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う事 業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体に補助金を交付するものとし、 その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものか ら地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目 に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関 するものから北海道農政事務所長に委任した件 (平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 第2 第1に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表1に掲げるところによる。
- 第3 別表1の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用をしてはならない。
- 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、 第 4
  - 別記様式第1号のとおりとする。 前項の申請書は、別表2の左欄に定める事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄 に定める交付決定者(以下「交付決定者」という。)に提出するものとする。 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金
  - に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税 法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額 と当該金額に地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額 との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主 体に係る部分については、この限りでない。

- 第5 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度交付決定者(農林水産大臣にあって は消費・安全局長)が別に定める日とする。
- 交付決定者は、第4第2項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、補助金 を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金交付決定 の通知を行うものとする。
  - 第4第2項の規定による申請書が到達してから当該申請に係る前項による補助金交付決定 の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。
- 第7 事業実施主体は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定 者に提出しなければならない。
- 事業実施主体が地方公共団体以外の場合にあっては、補助事業の一部を第三者に委託する 場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届けなけ ればならない。
  - 事業実施主体が地方公共団体以外の場合にあっては、補助事業を遂行するため、売買、請 負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意 契約によることができる。
  - 事業実施主体が地方公共団体以外の場合にあっては、前項により契約をしようとする場合 は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申 立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 第9 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号によ
  - る変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。 (1)補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 10 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
  - (2)補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとする ときは、前項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、 又は条件を付することができる。
- 第10 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の 欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第11 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
  - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した 繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。
- 第12 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 第13 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第6号による補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の翌月の末日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって補助金遂行状況報告書に代えることができる。
  - って補助金遂行状況報告書に代えることができる。 2 前項の規定による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると 認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることが できる。
- 第14 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業を完了したとき(第9の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から、1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。ただし、別表1の区分欄2の経費の欄4の(1)及び(2)に係るものにあっては、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助金の全額が概算払により交付された場合は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月30日までとする。
  - 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第9号による年度終了実績報告書を作成し、交付決定者に提出しなければならない。
  - 3 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 4 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書
  - 4 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第10号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

- 第15 交付決定者は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。
  - 2 交付決定者は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその 額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体が当該補助金
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 第16 事業実施主体は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に 関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業 に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項の規定に準じて提出するものとする。
  - 交付決定者は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項の規定 に準じて改めて額の確定を行うものとする。
  - 第15第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 第17 交付決定者は、第9の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合に は、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
  - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分 若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為を した場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が なくなった場合
  - 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分 に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を 命ずるものとする。
  - 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ て、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項(括弧書き を除く。)の規定を準用する。
- 第18 事業実施主体は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費 を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)につい ては、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助
  - 金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 第19 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
  - 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資 産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、規則第5条により
  - 定める期間(以下「処分制限期間」という。)とする。 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
  - 第18第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 第20 事業実施主体は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の 実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量 及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。
- 第21 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及
  - び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整 備保管しなければならない。
  - 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定す る帳簿等に加え、別記様式第11号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければ ならない。
  - 前3項及び第22の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、 及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録による ことができる。
- 第22 事業実施主体(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに 決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による補 助金調書を作成しておかなければならない。
- 第23 交付決定額の下限は、民間団体等にあっては、3,500万円とする。 ただし、交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。
- 第24 事業実施主体は、第4第2項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、

第9の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第11第1項の規定による事業遅延の届出、 第12の規定による概算払請求、第13の規定による状況報告、第14第1項の規定による実績報 第120規定による概算払請求、第130規定による状況報告、第14第1頃の規定による美績報告、第14第2項の規定による年度終了実績報告、第14第4項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び第19第3項の規定による財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げ ない。

- 事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、承 認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ 求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。 事業実施主体が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う
- 場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなけ ればならない。

- この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- この通知は、平成 28 年 4 月 1 日かり爬口 9 分。 この通知の施行に伴い、食の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金交付要綱(平成 20 年4月1日19消安第15444号農林水産事務次官依命通知。(以下「旧要綱」という。))は廃 止する。ただし、旧要綱によって平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

- この通知による改正は、平成29年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要綱によって実施した事業については、なお従前の例によること とする。

附則

- この通知による改正は、平成30年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要綱によって実施した事業については、なお従前の例によること とする。

- この通知による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この通知による改正前の本要綱によって実施した事業については、なお従前の例によること とする。

- この通知による改正は、令和2年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要綱によって実施した事業については、なお従前の例によること とする。

附則

- この通知による改正は、令和3年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要綱によって実施した事業については、なお従前の例によること とする。

この通知による改正は、令和3年12月20日から施行する。

- この通知による改正は、令和4年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱(以下 「旧要綱」という。)に基づく事業メニュー(豚熱経口ワクチン製造用機器導入支援事業費) にあっては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

この通知による改正は、令和4年12月2日から施行する。

附則

- この通知による改正は、令和5年4月1日から施行する。 この通知による改正前の食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱(以下 「旧要綱」という。)に基づく事業メニュー(豚熱経口ワクチン実用化促進事業費、産業動物

遠隔診療推進事業費及び野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業費)にあっては、旧要綱の規 定は、なおその効力を有する。

この通知による改正は、令和5年11月29日から施行する。

- この通知による改正は、令和6年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱(以下 「旧要綱」という。) に基づく事業メニュー(国産豚熱経口ワクチン増産加速化対策事業費) にあっては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。 旧要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

- この通知は、令和6年12月17日から施行する。 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

- 附 則 この通知は、令和7年4月1日から施行する。 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表1 (第2、第3、第10関係)

別表 1 (第2、	第3、第10関係)	1		
区分	経費	補助率	重 要 <i>t</i> 。	
		1114 - 524 - 1	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 食・信頼事金 の対補助金	動物用医薬品対策事業費  事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費  (1) 動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準作成推進事業費  (2) 新技術を活用した動物用医薬品等基準等作成推進事業費  (3) 動物用医薬品等実用化促進事業費  (4) 動物用医薬品等の安定供給のための機器導入支援事業費	定額(消長るでは、別にあるでは、別にあるでは、消長のでは、消費がのでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別	経費の欄に掲げる (1)から(4)までの経費 の相互間における経費 の増減	事業実施主体の変更
2 保障業	1 畜産安全対策事業 事業実施主体がののによっての経費 (1) 獣医事業 (1) が表情を (	定・別費、局めでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	経費の欄に掲げる1 から4までの経費の増 直間における経費の増 経費の欄に掲げる不 がらウまでの経費の がらりまける経費の増 道	事業実施主体の変更

別表1(第2、	第3、第10関係)	Т		
区分	経 費	補助率	重 要 た 経費の配分の変更	
	2 水産防疫対策事業費		性質の能力の変更	事業実施主体の変更
	事業実施主体が実施要領に基 づいて事業を行うのに要する次 の経費			TANGETH 72X
	(1) 魚病迅速診断体制構築モデ ル事業費		経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間	
	ア 遠隔診療等実施体制整備 支援事業費	別に定める経費にあっては、消費・安全	における経費の増減	
	イ 広域的連携体制整備支援 事業費	局長が別に定 める額以内)		
	3 病害虫・雑草の防除対策の高 度化事業費			事業実施主体の変更
	事業実施主体が実施要領に基 づいて事業を行うのに要する次 の経費			
	(1) 新たな課題に対する効果的 防除法の確立事業費		経費の欄に掲げるア からウまでの経費の相 互間におけるそれぞれ	
	ア ドローン等を用いた病害 虫防除法の確立事業費	定額	の経費の30%を超える 増減	
	イ マイナー作物における防 除法の確立事業費	定額		
	ウ マイナー作物における防 除体系の維持事業費	1/2以内		
	4 家畜衛生対策事業費		経費の欄に掲げる	事業実施主体の変更
	事業実施主体が実施要領に基 づいて事業を行うのに要する次 の経費		(1)から(4)までの経費 の相互間における経費 の増減	
	(1) 牛疾病検査円滑化推進対策 事業費		経費の欄に掲げるア からウまでの経費の相 互間におけるそれぞれ	
	アの死亡牛検査促進対策費	費にあっては	の経費の30%を超える 増減	
	イの死亡牛検査支援対策費	局長が別に定める額以内)		
	ウ 事業推進対策費	v/つ似火/1/   		
	(2) 家畜生産農場衛生対策事業 費		経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相	
	アの疾病清浄化支援対策費	別に定める経費にあっては	互間における国庫補助 金の30%を超える増減	
	イ 農場飼養衛生管理強化・ 疾病流行防止支援対策費	、消費・安全 局長が別に定 める額以内)		
	ウ 農場HACCP導入推進強化 事業費			
	(3) 動物用ワクチン等保管事業 費	定額		
	(4) 我が国のWOAH認定施設活動 支援事業費	定額		

別表1 (第2、第3、第10関係)

区	分	経	 費	補	助	率	重		要	な		-	更
	/3	//	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1114		1111 253 1		の配:	分の変	き更	事業 0	) 内容	の変更
		業費	防疫体制整備事	事業費	貴の1	/2以	(1)及び 互間に	ヾ(2) の おける	それぞ	相 れ	事業実施	拖主体	の変更
		事業美施主体 づいて事業を行 の経費	が実施要領に基 うのに要する次				の経費の増減	/)30%	が超え	ବ			
		(1) 野生動物を 疾病対策の人 事業費	対象とした家畜 材の育成・確保										
		ア都道府県	活動支援事業費										
		イ 実地演習	支援事業費										
		(2) アフリカ豚 ための消毒ポー 及び周知活動	イント等の設置										

食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等に係る交付決定者

事業実施主体の区分	交付決定者
動物用医薬品対策事業、畜産安全対策事業、水産防疫対策事業、病害虫・雑草の防除対策の高度化事業及び家畜衛生対策事業(家畜生産農場衛生対策事業のうち農場HACCP導入推進強化事業、動物用ワクチン等保管事業及び我が国のWOAH認定施設活動支援事業に限る。)の事業実施主体	
家畜衛生対策事業(牛疾病検査円滑化推進対策事業並びに家畜生産農場衛生対策事業のうち疾病清浄化支援対策及び農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策)及びアフリカ豚熱防疫体制整備事業の事業実施主体	
事業実施主体の主たる事務所の所在地が沖縄県である場合	農林水産大臣
事業実施主体の主たる事務所の所在地が北海道である場合	北海道農政事務所長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県又は福島県である場合	東北農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が新潟県、富山県、石川県又は福井県である場合	北陸農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県又は静岡県である場合	関東農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が岐阜県、愛知県又は三重県である場合	東海農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県である場合	近畿農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県又は高知県である場合	中国四国農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県である場合	九州農政局長

# 別記様式 第1号 (第4関係)

○○年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付申請書

番 号 年 月 日

交付決定者(※) 殿

※別表2の左欄に掲げる事業実 施主体の区分に応じ、それぞれ 同表右欄に定める交付決定者

> 所在地 団体名 代表者氏名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金 等交付要綱第4の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

	区	分	補	助	金	備	考
別表1の区分の事業名を記載す	)欄に掲げる区分及び <sup>;</sup> -る。	経費の欄に掲げる					
	小	計					
	合	計		_			-

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

#### 様式

- I 事業の目的
- Ⅱ 事業の内容及び計画(又は実績)
  - (注) 事業の目的及び事業の内容については、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業実施要領第4又は 食料安全保障確立対策事業実施要領第4に基づき作成された事業計画を添付すること。
- Ⅲ 経費の配分及び負担区分

		補助事業に要する		負担区分		
区	分	(又は要した)経費	国庫補助金	自己負担金	その他	備考
		(A) + (B) + (C)	(A)	(B)	(C)	
る区分及び総	区分の欄に掲げ 圣費の欄に掲げ その経費を記載	円	円	円	円	
合	計					

- (注)
- 1 区分の欄には、事業実施主体ごとに必要な事業を記載すること。2 備考欄には、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額○○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には 「含税額」とそれぞれ記入すること。
  - 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

<b>允忱尹未</b> 有
簡易課税制度の適用を受ける者

- □ 地方公共団体の一般会計
- □ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格 のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となること が確実に見込まれるもの

# Ⅳ 収支予算(又は収支精算)

# 1 収入の部

区	分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	増	較 減	備	考
国庫補助会自己負担会	仓	円	円	円	円		
計							

#### 2 支出の部

区	分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	増	 減	備	考
別表1の区分の欄に 経費の欄に掲げる事業	名を記載する。	円	円	巴	円		
合	計						

- (注) 該当する事業についてのみ作成すること。
- V 補助事業の完了予定年月日(又は事業完了年月日)

#### VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款又は寄付行為(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)
- 3 事業の一部又は全部を委託する場合にあっては、委託契約書の写し(実績報告に限る。)
- 4 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート 別紙クロスコンプライアンスチェックシートに記載された各事項について、事業実施期間中に実施する旨 をチェックした上で、提出すること。(実績報告の場合は、実施したか否かをチェックした上で、提出する こと。
- こと。 (注) 1 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって 当該年度において既に提出している資料については、内容の変更等がない場合にあっては省略すること ができる。
  - 2 添付書類のうち、定款又は寄付行為(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用 及び適正な処分	報告時 (しました)
		※農産物等の調達を行う場合(該当しない口)		7		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
		環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討		8		資源の再利用を検討	
	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)		申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
2		※農産物等の調達を行う場合(該当しない口) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)		9		※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない口) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報 <del>告</del> 時 (しました)	10		※特定事業場である場合(該当しない口) 排水処理に係る水質汚濁防止法(昭和45年法律 第138号)の遵守	
3		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める			ー 申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費を表現し、			(009)		(04012)
4		費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クール ビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努め		11)		みどりの食料システム戦略の理解	
		る		12		関係法令の遵守	
<b>⑤</b>		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検 討		13)		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努め る	
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	14)		※機械等を扱う事業者である場合(該当しない□) 機械等の適切な整備と管理に努める	
	( 2 3 , ) ,		( 0 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1	15)		正しい知識に基づく作業安全に努める	
6		※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない口) 思臭・害虫の発生防止・低減に努める					

- (注) 1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックすること。この場合、当該項目の「申請時・報告時」のチェックは不要。
  - 2 「関係法令の遵守」については、別表1に掲げる経費の区分ごとに以下の法律を遵守すること。

# <報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

別表1に掲げる経費	関係法令
動物用医薬品対策事業費	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)、漁業法(昭和24年法律第267号)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、環境影響評価法(平成9年法律第81号)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)
畜産安全対策事業費	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、労働安全衛生法、地球温暖化対策の推進に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
水産防疫対策事業費	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、水質汚濁防止法、水産資源保護法、持続的養殖生産確保法、労働安全衛生法、地球温暖化対策の 推進に関する法律、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律、医薬品、医療 機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負 荷低減事業活動の促進等に関する法律
病害虫・雑草の防除対策の高度化事業 費	植物防疫法(昭和25年法律第151号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)
家畜衛生対策事業費のうち、牛疾病検 査円滑化推進対策事業費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、プラスチック に係る資源循環の促進等に関する法律
家畜衛生対策事業費のうち、家畜生産 農場衛生対策事業費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、プラスチック に係る資源循環の促進等に関する法律
家畜衛生対策事業費のうち、動物用ワ クチン等保管事業費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、プラスチック に係る資源循環の促進等に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
家畜衛生対策事業費のうち、我が国の WOAH認定施設活動支援事業費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、プラスチック に係る資源循環の促進等に関する法律
アフリカ豚熱防疫体制構築事業費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、プラスチック に係る資源循環の促進等に関する法律

契約に係る指名停止等に関する申立書

묽 年 月 日

[事業実施主体] 殿

所在地 団体名 代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、 農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立て ません。

- (注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術 会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。 ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務 局を含む。
- (注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事 案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正 取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過し た場合は、この限りでない。

#### 別記様式 第3号 (第9関係)

○○年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等変更等承認申請書

묶 年 月 日

交付決定者(※) 殿

※別表2の左欄に掲げる事業実 施主体の区分に応じ、それぞれ 同表右欄に定める交付決定者

> 所在地 団体名 代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○第○○○号により補助金の交付決定の通知があった事業について、 下記のとおり○○したいので、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第9の規定に 基づき申請する。

記

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とす ること。
  - 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止 の場合は「廃止の理由」) と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の 配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比 較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前(中止の場合は「中止前」、廃止の場合は「廃止 前」)を括弧書で上段に記載すること。 3 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

## 別記様式 第4号 (第11関係)

○○年度 食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等遅延届出書

番 号 日

交付決定者(※) 殿

※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった、この事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第11の規定に基づき届け出る。

記

- 1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由
- 2 補助事業の遂行状況

○年○月○日現在

		事業の遂行状況				
区分	総事業費	○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日↓ 実施するも		備考
		事業費	出来高 比率	事業費	出来高 比率	
	円	円	%	円	%	

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
  - 2 補助事業※1の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
  - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する 部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資 料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

## 別記様式 第5号 (第12関係)

○○年度第○四半期食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等概算払請求書

番 号 年 月 日

交付決定者(※) 殿

※別表2の左欄に掲げる事業実 施主体の区分に応じ、それぞれ 同表右欄に定める交付決定者

官署支出官〇〇 殿

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった、この事業について、下記により金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

○年○月○日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(C) 既受領額		(B) 今回請求額		(A) —	· ((B)+(C)) 残額	事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	○月○ 日迄予 定出来	金額	○月○日迄予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 補助事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
  - 2 補助事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
  - 3 区分の欄は、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
  - 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

## 別記様式 第6号 (第13関係)

○○年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等遂行状況報告書

番 号 年 月 日

交付決定者(※) 殿

※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○第○○○号により補助金の交付決定の通知があった事業について、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第13の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

				事	業の遂	行 状	況		
区	分	総事	事 業 費		11月30日 了したもの		2月1日 拖するもの	備	考
				事業費	出来高比率	事業費 事業完了 予定年月日			
			円	円	%	円			

- (注)1 区分の欄は、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
  - 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額(事業に要した支払金額)を記載すること。
  - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

## 別記様式 第7号 (第13関係)

○○年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等概算払請求書

番 号 年 月 日

交付決定者(※) 殿

※別表2の左欄に掲げる事業実 施主体の区分に応じ、それぞれ 同表右欄に定める交付決定者

官署支出官〇〇 殿

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった、この事業について、下記により金○○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

また、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第13の規定に基づき、○年11月30日 現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

○年11月30日現在

⊵	区分	補助事業に 要する経費	(A) 国庫補助金			遂行状 況報告	(B) 今回請求額		(A) —	((B)+(C)) 残額	事業完了予 定年月日	備考
				金額	出来高	○年11 月30日 現在の 出来高	金額	○月○ 日迄予 定出来 高	金額	○月○日迄 予定出来高		
		H	H	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 補助事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
  - 2 補助事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
  - 3 区分の欄は、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
  - 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

## 別記様式 第8号 (第14関係)

○○年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等実績報告書

番 号 年 月 日

交付決定者(※) 殿

※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○第○○○号により補助金交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第14の規定により、その実績を報告する。(なお、併せて未受領額○○○円の交付を申請する。)

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
  - 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し及び別紙環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを添付すること。なお、クロスコンプライアンスチェックシートの提出に当たっては、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、提出すること。また、このほか、国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料(契約書、請求書、領収書等の写し)を添付すること。
  - 3 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

#### 別記様式 第9号 (第14関係)

○○年度 食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等年度終了実績報告書

番 号 日

## 交付決定者(※) 殿

※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった、この事業について、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第14の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

州切尹未り天旭仏仏							
	交付決定	官の内容	年度区	内実績	翌年月		
区分	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助金	Aのうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	Aのうち 未支出額	翌年度繰越額	完了予定 年月日
	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇							
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)。
  - 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
  - 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
  - 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する 部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資 料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

○○年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等消費税仕入控除税額報告書

番 号 年 月 日

交付決定者(※) 殿

※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○○日付け○○第○○○号により補助金の交付決定の通知があった○○○○○○○補助金について、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第14第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	適正化法第15条の補助金の額の確定 (○○年○○月○○付け○○第○○○号による額の確定)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3-2)	金	円

- (注)1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
  - なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
  - ・消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
  - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
  - ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
  - ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合 を確認できる資料
  - 2 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 「
- (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由
- (注)1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業所の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印があるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式 第11号 (第21関係)

財 産 管 理 台 帳

# 事業実施主体名

事	業実	施生	F.度	年	度	農林水	産省所管	<b></b>	名								
事	事		事業の内容					工期			経費の区分			処分制限期間		処分の状況	
事業種類	事種	業目	事業主体	施設区分	設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費		負担区分 都道府 県 費	<del>)</del> その他	耐用年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	備考
									円	円	円	円					
	計	+															
	言	†															
	計	+															
			É	<u> </u>		計											

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。

○○年度

農林水産省所管

○ ○ 補助金調書

	国			地方公共団体名									
歳 入													
補助事業名	交付決	補助率	科目	予算	収入	科目	予算	うち国庫 <u>補</u>	支出	うち国庫 <u>補</u>	翌年度	うち国庫 <u>補</u>	
<b>州</b> 即 争 来 名	定の額	無助空	作 日	現額	済額	行日	現額	助金相当額	済額	助金相当額	繰越額	助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○事業													
○○費													
○○費													
その他													

## 記載要領

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、 流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に 計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。 この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書( )すること。